

幸寿苑（介護予防短期入所生活介護）運営規程

第1節 基本方針

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人柳愛会が設置経営する介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用に関して必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本の方針）

第2条 指定介護予防短期入所生活介護の事業は、介護予防サービスに該当する利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴及び排せつ等の介護、食事等の介助その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（運営の方針）

第3条 事業所において提供する介護予防短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、及び告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に沿ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護予防短期入所生活介護計画書を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。

3 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について重要事項説明書をもって説明し、了承を得るものとする。

4 提供したサービスの質の管理及び評価を必要に応じ行い、サービスの向上に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 幸寿苑
- 2 所在地 いわき市平上平窪字原田13番地の1

第2節 人員に関する基準

（職員の職種、人員及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職員の職種、人員及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1人

管理者は、職員等の管理を行うと共に介護予防短期入所生活介護サービスの適正な提供等の進行管理等を行う。

（2）医師 1人

医師は、利用者の回診等を行うことにより利用者の健康状況を把握し、かかりつけ医及び協力医療機関での医療等サービスを利用するために必要な措置を行う。

（3）生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスの提供に関し、事業所内のサービスの調整、介護予防居宅介護支援事業者等の機関との連携を密にしサービス向上に努めるものとする。

(4) 看護職員 4人以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の心身の状況等を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(5) 介護職員 31人以上

介護職員は、介護予防短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な助言及び支援を行う。

(6) 管理栄養士 1人以上

栄養士は、介護予防短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要かつ十分な栄養量等の食事提供を行う。

(7) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の維持回復を図るために必要な機能訓練等を行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、施設サービス計画等を行う。

(9) 事務職員 2人以上

必要な事務を行う。

(10) 調理員 6人以上

給食業務を行う。

(11) 宿直代行員 3人

夜間の施設設備の管理を行う。

第3節 設備に関する基準

(利用定員等)

第6条 幸寿苑（介護予防短期入所生活介護）の利用定員を20名とする。ただし、介護老人福祉施設の入所者の入院又は外泊の期間中、当該入所者の同意により、そのベッドを介護予防短期入所生活介護のため、活用できるものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 年中無休とする。
- 2 営業時間 全日営業とする。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込み者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防

短期入所生活介護従事者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、介護予防短期入所生活介護を提供する。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所との密接な連携により、介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(利用料等の受領)

第10条 事業所が提供する介護予防短期入所生活介護の利用料(別表1)は、厚生労働大臣が定める額とする。ただし、次の各号に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受けるものとする。

- (1) 法定代理受領分(各利用者の負担割合に応じた額)
- (2) 法定代理受領分以外の償還払いに係る利用料
- (3) 食費(別表1)
- (4) 滞在費(別表1)
- (5) 理美容代(実費)
- (6) 健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等)(実費)
- (7) レクリエーション費(クラブ活動等)(実費)
- (8) 前各号に掲げるものの他、介護予防短期入所生活介護において提供されるサービスのうち、日常生活の通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第11条 介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所生活介護について、利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面にて記載し、保管するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、平、好間、内郷及び小川の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 サービス利用に当たって、利用者が留意すべき事項は、別紙利用案内書のとおりとする。

(身体的拘束等の禁止)

第14条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得

ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、保管するものとする。

（緊急時等の対応）

第 15 条 介護予防短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

（事故等発生時の対応）

第 16 条 介護予防短期入所生活介護の提供により事故等が発生した場合には、速やかにいわき市並びに家族に連絡を行うとともに、担当する介護予防支援事業者に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。また、賠償すべき事故の場合はその損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第 17 条 介護予防短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は、利用者の避難等適切な措置を講じなければならないものとする。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとるものとする。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行うものとする。

（定員の遵守）

第 18 条 災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えての利用をしてはならないものとする。

（地域等との連携）

第 19 条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（記録の整備）

第 20 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、職員のサービス提供の状況、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から **5年間**保存しなければならないものとする。

第 5 節 介護予防の支援の方法に関する基準

（介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針）

第 21 条 介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、介護予防計画書に基づきサービスを提供する。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

3 介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。

4 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

5 介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努める。

(介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第 22 条 介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

2 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

3 既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成する。

4 介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないものとする。

5 介護予防短期入所生活介護計画書を作成した際には、当該介護予防短期入所計画書を利用者に交付するものとする。

6 介護予防短期入所生活介護計画書が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

7 介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、説明し、了承を得るものとする。

(介護の内容)

第 23 条 介護予防短期入所生活介護の内容は、平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の第 9 章第 5 節第 145 条から第 150 条までの定める基準を踏まえ実施するものとする。

(秘密保持)

第 24 条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。また、職員であった者が、退職後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

(苦情処理)

第 25 条 提供した介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

る。なお、苦情の処理に関しては、苦情解決委員会設置要綱に基づき、処理するものとする。

(衛生管理)

第 26 条 介護予防短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

(ハラスメント対策に関する措置)

第 27 条 適切な介護を提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えた物により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 28 条 事業所は、虐待防止の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

2 虐待防止のための指針を整備する。

3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

4 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

第 29 条 事業所は、職員等の質の向上を図るための研修の機会を随時設け、業務体制を整備する。

2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められた時は、これを掲示するものとする。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録帳簿を備え、整備するものとする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附則

この附則は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この附則は、令和3年4月1日から施行する。